

兵庫県公報

令和2年5月8日 金曜日 第105号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和2年度消防設備士試験の実施（消防課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	4
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	5
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	6
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（同）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	8
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	9

告 示

兵庫県告示第556号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を、一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和2年5月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

(1) 第1回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
令和2年 8月1日（土）	午前	乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時00分から 午前11時45分まで
	午後	甲種第4類	午後1時00分から 午後4時15分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時00分から 午後2時45分まで
同月2日（日）	午前	甲種特類	午前9時30分から 午後0時15分まで
		甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時30分から 午後0時45分まで

(2) 第2回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間

令和3年 2月7日(日)	午前	乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時00分から 午前11時45分まで
	午後	甲種特類	午後1時00分から 午後3時45分まで
		甲種第1類、第2類、第3類、第4類、第5類	午後1時00分から 午後4時15分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時00分から 午後2時45分まで

(注意) 第1回及び第2回とも同一時間帯で2種類以上の受験はできない。ただし、電気工事士の資格を有することにより試験の一部免除を受ける者に限り、甲種第4類と乙種第7類、あるいは乙種第4類と乙種第7類との複数受験ができる。都合により試験場所・試験時間帯等変更になる場合がある。

2 試験場所

(1) 第1回

神戸村野工業高等学校 神戸市長田区五番町8丁目5番地

(2) 第2回

姫路獨協大学 姫路市上大野7丁目2番1号

3 試験方法

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

(1) 筆記試験

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の10第2項各号に掲げる科目について試験を行う。

(2) 実技試験

消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について記述式にて行う。

4 受験資格

(1) 甲種特類

消防法施行規則第33条の8第2項の規定に該当する者

(2) 甲種

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

(3) 乙種

受験資格は問わない。

5 受験手続

(1) 書面による受験手続

受験願書に必要な書類をそろえ、(5)のとおり受付期間中に受付場所へ持参提出し、又は簡易書留郵便等の送達確認可能な方法で送付する。

(2) 電子申請による受験手続

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ(<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>)から必要事項等の入力を行い送信する。

ただし、受験資格及び科目免除資格の内容により電子申請できない場合がある。

(3) 資格証明書類

ア 甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

イ 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11第1項から第6項までに該当することを証明する書類

(4) 受験願書の配布場所及び配布期日

次の場所で受付1箇月前頃より配布する。

県下各消防本部、県下各県民局、県民センター、姫路市役所家島事務所、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

(5) 受付期間及び受付場所

ア 第1回

(7) 書面申請

a 受付期間

令和2年6月19日（金）から同年7月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

b 申請方法

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
郵送の場合は、簡易書留郵便等の送達確認可能な方法で送付すること（受付最終日消印有効）。
なお、記載内容及び提出書類に不備がある場合は受理しない。

c 申請先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

(4) 電子申請

a 受付期間

令和2年6月16日（火）午前9時から同月30日（火）午後5時まで（24時間対応）

b 申請方法

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>）から申請に必要な事項等の入力を行い送信する。
ただし、受験資格及び試験科目免除資格の内容により電子申請できない場合がある。

イ 第2回

(7) 書面申請

a 受付期間

令和2年12月10日（木）から同月24日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

b 申請方法

第1回に同じ。

c 申請先

第1回に同じ。

(4) 電子申請

a 受付期間

令和2年12月7日（月）午前9時から同月21日（月）午後5時まで（24時間対応）

b 申請方法

第1回に同じ。

(6) 手数料

- ア 甲種特類 5,700円
- イ 甲種 5,700円
- ウ 乙種 3,800円

指定の用紙を使用し郵便局窓口で払込のうえ「振替払込受付証明書」（受験願書添付用）を受験願書に貼付すること。

なお、受験願書受付後は原則として返還は認めない。

6 合格者の発表

第1回は令和2年9月3日頃、第2回は令和3年3月19日頃に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口にて公示するとともに受験者全員に郵便で通知する。また、発表日の当日の正午から合格者の受験番号を一般財団法人消防試験研究センターのホームページに掲載する。

7 問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部
〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階
電話 (078) 385-5799
一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室（電子申請の場合）
電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があ

った。

令和2年5月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市木津土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	中 村 勝 俊	神戸市西区押部谷町木津521番地
同	小 原 広 正	同 市同区押部谷町木津417番地



兵庫県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員退任及び就任の届出があった。

令和2年5月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市櫛谷中土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 西 正 美	神戸市西区櫛谷町谷口337番地
同	谷 川 和 夫	同 市同区櫛谷町谷口151番地の1
同	柳 瀬 勝 實	同 市同区櫛谷町長谷552番地
同	檜 原 彰 人	同 市同区櫛谷町栃木134番地の2
同	檜 原 忠 良	同 市同区櫛谷町栃木183番地の1
同	芝 田 道 男	同 市同区櫛谷町栃木183番地の5
同	雪 永 一 郎	同 市同区櫛谷町栃木412番地の2
監 事	後 藤 萬壽夫	同 市同区櫛谷町栃木426番地の2
同	柳 瀬 勝	同 市同区櫛谷町長谷573番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	柳 瀬 勝 實	神戸市同区櫛谷町長谷552番地
同	檜 原 彰 人	同 市同区櫛谷町栃木134番地の2
同	檜 原 忠 良	同 市同区櫛谷町栃木183番地の1
同	芝 田 道 男	同 市同区櫛谷町栃木183番地の5
同	雪 永 一 郎	同 市同区櫛谷町栃木412番地の2
同	大 前 孝 夫	同 市同区櫛谷町谷口96番地
同	田 畑 喜 登	同 市同区櫛谷町谷口99番地
監 事	後 藤 萬壽夫	同 市同区櫛谷町栃木426番地の2
同	柳 瀬 勝	同 市同区櫛谷町長谷573番地の1

中佐土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	三 谷 壽 洋	豊岡市庄435番地
同	石 原 章 二	同 市内町654番地
同	石 谷 喜 規	同 市内町516番地の2
同	土 肥 和 美	同 市大谷581番地
同	小 西 俊 郎	同 市福成寺182番地
同	森 田 市 郎	同 市福成寺252番地
同	土 肥 英 喜	同 市野垣181番地の1
同	石 田 貞 美	同 市野垣50番地の4
同	遠 藤 元 夫	同 市吉井431番地
同	前 田 浩 一	同 市吉井531番地

同	中 本 孝 一	同 市庄189番地
監 事	石 田 昌 志	同 市野垣176番地
同	井 本 雅 士	同 市吉井624番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	石 原 章 二	豊岡市内町654番地
同	石 谷 喜 規	同 市内町516番地の2
同	森 田 泰 弘	同 市大谷755番地
同	本 田 互	同 市大谷1085番地
同	亀 本 英 樹	同 市福成寺93番地
同	森 田 清 治	同 市福成寺231番地
同	土 肥 英 喜	同 市野垣181番地の1
同	石 田 貞 美	同 市野垣50番地の4
同	新 田 吉 信	同 市吉井530番地
同	前 田 浩 一	同 市吉井531番地
同	向 原 雅 司	同 市庄234番地
同	中 本 孝 一	同 市庄189番地
監 事	土 肥 和 美	同 市大谷581番地
同	水 嶋 勉	同 市福成寺257番地



兵庫県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和2年5月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市川北土地改良区	令和2年4月22日
神戸市高和土地改良区	同
六九谷土地改良区	同



兵庫県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和2年5月8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市木津土地改良区

氏 名	住 所
中 村 弘 之	神戸市西区押部谷町木津537番地
大 野 光	同 市同区押部谷町木津5番地の3
中 嶋 元 秀	同 市同区押部谷町木津540番地
小 原 恭 則	同 市同区押部谷町木津423番地
竹 中 直 弥	同 市同区押部谷町木津859番地の1



兵庫県告示第561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和2年4月23日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年5月8日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	兵庫姫路2地区 (古法華池)	令和2年5月8日から 同 月28日まで	姫路市役所



兵庫県告示第562号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和2年5月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 漁業権者

名称 千種川漁業協同組合
所在地 兵庫県赤穂郡上郡町岩木甲54-1

2 認可年月日

令和2年4月16日

3 漁業権番号

内共第8号

4 認可に係る変更の内容

第2条第4項を次のとおり改める。

- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条第1項第1号の遊漁料を同条同項第4号の方法により組合に納付しなければならない。

第8条第1項各号列記以外の部分を次のとおり改める。

遊漁料の額は次の通りとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒、老人、女子、身障者のときは第2号に掲げる額とし、第4号ただし書きにより納付するときは1,000円を加算した額とする。

第8条第1項第1号を次のとおり改める。

- (1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	種別	漁具、漁法	遊漁料	
			年券	日券
全魚種	1級	手釣・竿釣	13,700円	3,200円
鮎を除く全魚種	2級	〃	6,400円	2,200円
おいかわ・うぐい・てながえび	3級	〃	2,200円	500円
わかさぎ	—	〃	—	1,000円

第8条第1項第2号を次のとおり改める。

- (2) 小中学校生徒、老人、女子、身障者の遊漁の場合（年券に限る。）

	種別	老人 ・女子	身障者 (4級以下) ・中学生	小学生
遊漁料 (管内)	1級	7,400円	7,400円	無料
	2級	無料	無料	無料
	3級	無料	無料	無料
遊漁料 (管外)	1級	7,400円	7,400円	7,400円
	2級	3,200円	3,200円	3,200円
	3級	1,100円	1,100円	無料

※1 管内とは、次の市町をいう。
赤穂市、相生市、上郡町、佐用町、宍粟市千種町、山崎町の一部（葛根、塩山、土万、大沢）

※2 老人とは、満80歳以上をいう。

※3 身障者1・2・3級は、無料とする。

※4 無料欄適用者にあつては、遊漁時に証明書を携帯すること。

※5 種別については、前号に準ずる。

第8条第1項第3号の表を次のとおり改める。

特定漁場名	漁具、漁法	遊漁料
三室	竿釣	3,200円

別表を次のとおり改める。

別表

入 漁 券 発 売 所

支 部	氏 名	名 称	住 所	電 話
赤穂支部	坂 元 一 夫	坂元板金塗装	赤穂市細野町303—2	0791(43)9010
上郡支部	藤 井 啓 子	藤井釣具	赤穂郡上郡町栄町1680—9	0791(52)2460
	宮 脇 力	三木屋	“ “ 上郡112—5	0791(52)0353
上月支部	湯 浅 かつ子	湯浅商店	佐用郡佐用町上月579—2	0790(86)0415
佐用支部	千 種 二 裕	千種商店	“ “ 佐用3018—6	0790(82)2305
	樫 本 誠 一	佐用ホンダ	“ “ 横坂8	0790(82)2251
徳久支部	船 引 一 夫	民宿若鮎荘	“ “ 下徳久1034	0790(78)0048
三河支部	阿 曾 秀 和		“ “ 西下野966	0790(77)0319
	美 崎 義 則		“ “ 中三河131	0790(77)0816
	井 上 博 行	喫茶天狗	“ “ 河崎628	0790(77)0114
千種支部	岡 本 泰 子	道の駅ちくさ	宍粟市千種町下河野745—5	0790(76)3636
	林 秋 津	三室溪流荘	“ “ 河内821—1	0790(76)2082
千種川漁業協同組合事務所			赤穂郡上郡町岩木甲54—1	0791(52)0126

- 5 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日
令和2年4月17日から施行する。



兵庫県告示第563号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和2年5月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県南あわじ市阿那賀志知川5-1 中尾博満 同 県同 市阿那賀827 堀賢治	南あわじ	南あわじ漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 令和2年5月8日から同月22日まで
- (2) 縦覧場所 南あわじ加入区 兵庫県あわじ市阿那賀1463-6 南あわじ漁業協同組合



兵庫県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年5月8日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年5月8日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 周世尾崎線	赤穂市高雄字中尾2246番1から 同 市高野字中ノ谷1番10まで	旧	2.0から 10.0まで	660.0	
	赤穂市高雄字中尾2246番1から 同 市高野字中ノ谷1番189まで	新	4.0から 48.0まで	660.0	
県道 周世尾崎線	赤穂市高野字川ノ上39番1から 同 市高野字川ノ上39番10まで	旧	2.0から 4.0まで	495.0	
		新	5.0から 41.0まで	495.0	



兵庫県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年5月8日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年5月8日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 大屋波賀線	宍粟市波賀町戸倉字杉谷227番8から 同 市波賀町戸倉字戸倉東山88番まで	旧	17.0から 31.0まで	213.0	
		新	17.0から 35.0まで	213.0	

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年5月8日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

1 病院及び介護老人保健施設の表丹波篠山市の項中

「

医療法人社団 みどり会 にしき記念病院	同 市西谷575-1
---------------------	------------

」

を

「

医療法人社団 みどり会 にしき記念病院	同 市西谷575-1
介護医療院 ふきの郷	同 市東吹1015-1

」

に改める。